

## 林業死亡労働災害多発警報が発令されました

～ 8月18日から11月30日まで ～

### 1 林業死亡労働災害多発警報の発令

道内では、林業における死亡労災が令和5年1月、3月、7月に各々1件発生したことから、令和5年8月18日から同年11月30日までを期間とする「林業死亡労働災害多発警報」が発令されました。

発令期間中に死亡労災が発生した場合は、さらに1ヶ月延長されます。

本道における月別死亡労災の発生状況

単位：人

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和5年	1		1				1						3
累計	1		2				3						3
令和4年												1	1
累計												1	1

### 2 労働災害再発防止対策

林業における死亡労働災害の多発に歯止めをかけるため、次のことに重点的に取り組みます。

- (1) 始業前点検の実施
  - ▶ 機械・器具の安全点検
- (2) 事業者・作業者のリスク管理の徹底
  - ▶ リスクアセスメント、KY活動の実践
- (3) 伐木に係る適切な作業手順の遵守
  - ▶ 「会合線の一致」「切り残し(ツル)の確認」「クサビの使用」「合図・退避」等
- (4) 適切な「かかり木」処理の徹底
  - ▶ 「浴びせ倒し」「元玉伐り」「かかられている木の伐倒」の禁止
- (5) 服装と防護具の装着
  - ▶ 「下肢保護衣」「保護帽」「防振手袋」「安全靴」装着の点検

上記に加え、

- 事業主に対してチェック表を用いた一斉自主点検の実施依頼
- 分会・安全衛生指導員との連携による
  - 安全巡回指導の実施
  - リスクアセスメントの導入促進、普及定着への働きかけ
  - かかり木処理をテーマとした研修会の開催
  - 労働安全衛生改善対策セミナーの開催

を実施いたします。

## 令和5年 林業における死亡災害

発生年	発生月	時刻	業種	規模	事故の型	起因物	災害の状況
5	1	10時台	林業	10人未満	激突され	伐車 出両 機系 械木 等材	被災者は、倒木の整理作業現場において、チェーンソーを用い集積された倒木の根切り作業に従事し、同僚労働者が根が切り落とされた倒木をグラップル機で移動させていたが、当該グラップル機が回転した際に挿んでいた倒木が被災者の頭部に激突したものの。
5	3	16時台	林業	10人以上 29人	激突され	環7 境1 等2	被災者は、同僚複数名とチェーンソー及び伐木機械を用いて伐木作業を行っていた。各作業員は離れた持ち場で作業していたが、終了時刻になって、伐倒木に腹部を押され、うつ伏せで倒れている被災者が発見されたものの。
5	7	9時台	林業	10人未満	崩壊、 倒壊	環7 境1 等2	被災者は、同僚5名と現場に入場し、チェーンソーを用いてトドマツ(人工林、樹高22m)の間伐作業中、伐採していたトドマツの近くに立っていたカバの枯損木(樹高15m)が倒壊し、当該枯損木が被災者に当たったものの。